項中「第二十一項」を「第二十二項」に、「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十九項」を「第二十項」に改め、同項第三号中「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項の次に次の一項を加える。

16　第四項の場合において、同項に規定する譲渡等（第一項の規定の適用を受ける農地等のうち第二項第三号イからハまでに掲げる区域内に所在する農地等の第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡に限る。）があつた日から一年以内に、第一項の規定の適用を受ける農地等以外の同号イからハまでに掲げる区域内に所在する農地若しくは採草放牧地又は当該一年以内に農地若しくは採草放牧地に該当することとなる見込みのある当該区域内に所在する土地（同項本文の規定の適用を受ける受贈者が当該譲渡等があつた日において有していたものに限り、当該譲渡等に係る農地等の贈与を受けた日前に取得したものを除く。第二号及び第三号並びに第七十条の五第二項において「代替農地等」という。）で、当該譲渡等の時におけるその価額が当該譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当するものを当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該承認に係る譲渡等は、なかつたものとみなす。

二　当該譲渡等があつた日から一年を経過する日において、当該承認に係る譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当する価額の代替農地等を当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する農地又は採草放牧地としていない場合には、当該譲渡等に係る農地等のうちその農業の用に供していないものに対応するものとして政令で定める部分は、同日において譲渡等をされたものとみなす。

三　当該譲渡等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当する価額の代替農地等を当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する農地又は採草放牧地とした場合には、当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供した代替農地等は、第一項の規定の適用を受ける農地等とみなす。

第七十条の四の二第一項第一号中「農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業（同項第一号に掲げる事業に限る。）」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業」に改め、同条第九項に次の一号を加える。

十　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第百二十八条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

第七十条の四の二第十一項中「前条第二十六項」を「前条第二十七項」に改める。

第七十条の五第一項中「同条第二十九項」を「同条第三十項」に、「同条第三十項」を「同条第三十一項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に改め、同条第二項中「又は第十六項の」を「から第十七項までの規定による」に、「これらの規定」を「同条第十五項若しくは第十七項の規定」に、「全部又は」を「全部若しくは」に、「日まで）に農地又は」を「日まで。以下この項において同じ。）に農地若しくは」に改め、「とき」の下に「又は同条第十六項の規定に該当する譲渡等の対価の額の全部若しくは一部に相当する価額の代替農地等について当該譲渡等があつた日以後一年以内に当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する農地若しくは採草放牧地としているとき」を加え、「又は採草放牧地は」を「若しくは採草放牧地又は当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供した代替農地等は」に改める。

第七十条の六第一項中「農地法第三十二条の規定による通知（同条ただし書の規定による公告を含む。第一号において同じ。）に係る」を「利用意向調査（農地法第三十二条第一項又は第三十三条第一項の規定による同法第三十二条第一項に規定する利用意向調査をいう。第一号において同じ。）に係るもののうち政令で定める」に、「及び第二十項」を「から第二十一項まで」に、「第三十八項第三号」を「第三十九項第三号」に、「第三十九項第五号」を「第四十項第五号」に改め、同項第一号中「農地法第三十二条の規定による通知」を「農地法第三十六条第一項の規定による勧告（当該農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業の事業実施地域外に所在する場合には、農業委員会その他の政令で定めるところにより、当該農地の所在地の所轄税務署長に対し、当該農地が利用意向調査に係るものであつて農地法第三十六条第一項各号に該当する旨の通知をするときにおける当該通知。第十二項第二号において同じ。）に、「第十二項第二号及び第三号」を「同号及び第十二項第三号」に改め、同条第七項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第十二項第二号中「第三十二条の規定による通知があつた日（同条ただし書の規定による公告があつた場合には、当該公告があつた日）を「第三十六条第一項の規定による勧告があつた日」に改め、同項第三号中「農業経営基盤強化促進法第八条第一項」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項」に、「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に改め、同条第十九項中「採草放牧地」の下に「（当該譲渡等が同条第二項第三号イからハまでに掲げる区域内に所在する特例農地等の第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡である場合には、農地若しくは採草放牧地又は当該一年以内に農地若しくは採草放牧地に該当することとなる見込みのある当該区域内に所在する土地）」を加え、同条第四十三項を同条第四十四項とし、同条第四十二項中「第七十条の四第三十七項」を「第四十項」に、「同条第三十五項」を「同条第三十六項」に、「同条第三十六項」を「同条第三十七項」に、「同条第三十七項」を「同条第三十八項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「第七十条の四第三十五項」を「第七十条の四第三十六項」に、「同条第四十項中「第七十条の四第三十五項」を「第七十条の四第三十六項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十九項第四号中「第三十四項」を「第三十五項」に改め、同項第六号中「第三十五項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十八項中「第三十四項」を「第三十五項」に、「第三十六項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十七項第一号中「第三十四項又は第三十五項」を「第四十一項又は第四十二項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十五項中「第三十八項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十三項中「第三十八項（二）」を「第三十九項（二）に、「第三十八項第一号」を「第三十九項第一号」に、「第三十九項第一号」を「第四十項第一号」に、「第三十六項」を「第三十七項」に、「第七十条の四第三十一項第三号」を「第七十条の四第三十二項第三号」に、「第三十一項の」を「第三十二項の」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十一項中「第三十四項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十項中「第三十四項又は第三十五項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十九項中「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十七項中「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十五項中「第二十一項」を「第二十二項」に、「第二十四項まで」を「第二十五項まで」に、「同条第二十二項」を「第二十三項」に、「第二十五項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十三項中「第七十条の六第三十二項」を「第七十条の六第三十三項」に、「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十二項中「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十項中「第二十二項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十八項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十六項中「第二十項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十四項中「第十九項」を「第二十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十二項中「第十八項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第八項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第六項中「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第一項とする。